

2015年1月12日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳)

2014年 11月

Contents

税務法規

1. 固定資産の加速減価償却の税収政策問題に関する公告(国家税務総局公告[2014]64号)
2. その他の通達

商務法規

税関法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2014年11月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2014年 11月07日 第2014044号
- ▶ 2014年 11月14日 第2014045号
- ▶ 2014年 11月21日 第2014046号
- ▶ 2014年 11月28日 第2014047号

Japan Business Servicesグループで、2014年11月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

EY 安永

Building a better
working world

中国税務及び投資速報

税務法規

1. 固定資産の加速減価償却の税收政策問題に関する公告(国家稅務總局公告[2014]64号)

概要

國務院が定めた固定資産の加速減価償却政策の実施、また企業の技術改善及び創業と革新を推進するため、「中華人民共和國企業所得稅法」(以下、「企業所得稅法」)とその實施條例(以下、「實施條例」)並びに「固定資産の加速減価償却に関わる企業所得稅政策の整備に関する通知」(財稅「2014」75号通達(以下、「75号通達」))に基づき、国家稅務總局は、2014年11月14日に「固定資産の加速減価償却に関わる企業所得稅政策の整備に関する問題」(国家稅務總局公告「2014」64号公告(以下、「64号公告」))を公布した。

64号公告により以下の問題が明確にされた。

固定資産の加速減価償却政策を適用する特定の6業種¹と企業の範囲

- ▶ 特定の6業種は「国民经济産業分類・コード(GB/4754-2011)」に基づき定められている。今後、関連国家部門が当該国民经济産業分類・コードをアップデートした場合は、それに従う。
- ▶ 特定の6業種に属する企業とは、6業種での業務を主要業務とし、固定資産を使用する年度においてこれら6業種での業務収入が企業収入総額の50%超を占める企業のことを指す。
- ▶ 収入総額とは、「企業所得稅法」第6条²にて規定される収入総額である。

企業の研究開発用の計器、設備の範囲

- ▶ 研究開発活動に用いる計器、設備の範囲は、「企業研究開発費用の税前控除に関する管理方法(試行)を公布する通達」(国税発「2008」116号通達(以下、「116号通達」))、或いは「ハイテクノロジー企業の認定管理ガイドラインの公布に関する通達」(国科発火「2008」362号通達)の規定に従うものとする。
- ▶ 研究開発活動専用の計器、設備で上記の優遇政策を既に享受している(即ち、すべての業種において、企業が2014年1月1日以降に研究開発に用いる計器、設備を新規購入し、その単価が100万円を超えない場合に、当期原価費用に一括計上し、課税所得計算時に控除することが認められた)企業は、116号通達と「研究開発費用の税前追加控除の政策問題に関する公告」(財稅「2013」70号通達)の規定に基づき会計処理された減価償却費用などの金額を追加控除できる。

64号公告に関する国家税務総局の解釈(以下、「解釈」)によると、116号通達では、研究開発専用の計器、設備について一括又は分割で管理費に計上した場合、企業は追加控除の優遇政策を享受できないと規定している。64号公告は企業の研究開発活動を促進するため、企業が新たに購入した単価100万円を超えない計器、設備については、新政策に基づき一括で税前控除できることに加え、追加控除の優遇政策を享受できることをより明確にした。

- ▶ 特定の6業種において、より多くの小規模薄利企業が恩恵を受けるため、研究開発と製造事業で共用する計器、設備についても一括税前控除政策が適用される。小型規模薄利企業とは、「企業所得税法」第28条規定に定められる企業のことを指す。

単価5,000人民元以下の固定資産

- ▶ すべての業種において、企業が所有する単価5,000人民元以下の固定資産は、課税所得の計算時に一括控除できる。
- ▶ 企業が2013年12月31日以前に所有していた単価5,000人民元以下の固定資産については、未償却残高を2014年1月1日以降の課税所得の計算時に一括控除できる。

加速減価償却の方法

- ▶ 「解釈」によると、加速減価償却の方法は減価償却期間を短縮するか、もしくは200%定率法又は級数法のいずれかを採用することができる。
- ▶ 企業が減価償却期間短縮の方法を採用する場合、新規購入した固定資産の最低減価償却期間は、「企業所得税法实施条例」第6条により規定された減価償却期間の60%を下回ってはならない。中古固定資産を購入した場合、最低減価償却期間は、「企業所得税法实施条例」の第6条により規定された最低減価償却期間から使用期間を差し引いた後の残余期間の60%を下回ってはならない。最低減価償却期間は一旦確定されると、原則として変更することができない。
- ▶ 200%定率法又は級数法は「企業の固定資産加速減価償却の所得税処理の問題に関する通知」(国税発「2009」81号通達(以下、「81号通達」))の第4条に基づき実施される。また、加速減価償却の方法は一旦確定されると、原則として変更することができない。

既存の加速減価償却規定との関連性

加速減価償却の新政策が円滑に実施され、旧政策である既存の加速減価償却の実施に影響を及ぼさないため、64号公告では、企業の固定資産が64号公告の優遇政策の条件と81号通達及び「ソフトウェア産業と集成回路産業を一層促進させる企業所得税政策の公告」(財税「2012」27号通達)の加速減価償却の関連政策にある条件を同時に満たす場合に、企業は最も有利な政策を任意に採用し実施することができる。但し、一旦採用されると、変更することができない。

加速減価償却の管理方式

手続きを簡素化し、納税者の負担を軽減させるため、64号公告では、加速減価償却の新政策を享受する企業に事後記録の届出、管理を行わせ、又要求に応じて関連資料を提供させることを求めている。また、優遇政策の享受状況をタイムリー且つ正確に把握するため、企業は予定納税を申告する際に、「固定資産加速減価償却(控除)予定納税状況統計表」を提出しなければならない(64号公告添付資料)。

加速減価償却の後続管理要求

- ▶ 64号公告では将来の調査に対応するため、関連資料(購入した固定資産のインボイス、記帳証憑などの証憑、中古固定資産については使用年数に関する説明資料を提供する必要がある)を保管すると共に、台帳を作成し、税法と会計の差異を正しく計算しなければならないとしている。
- ▶ 所轄税務機関は、64号公告での優遇政策を適用する企業に対し後続管理を強化することになる。予定納税申告の際に優遇政策を享受した企業が年末の企業所得申告を行う際に、年間の主要業務収入が企業収入総額に占める割合について重点的にチェックされることになる。

有効期日

64号公告は、2014年度及びそれ以降の納税年度に適用する。

所見

企業の設備投資を拡大させ、設備の改造・アップデート及び技術革新を促すことにより、中国製造業の高度化を実現し、産業の国際競争力を向上させるため、2014年9月24日、国务院総理李克強が主催する国务院常务会议(以下、「会議」)にて、固定資産の加速減価償却を整備する政策が審議され通過した。この法案で定めた詳細な要求に従い、財政部と国家税務総局は2014年10月20日に75号通達を共同で発表し、固定資産の加速減価償却に関わる企業所得税政策の整備に関する問題について規定した。また、会議方針

と75号通達の政策を効率的に実施するため、国家税務総局は64号公告を公布し、固定資産の加速減価償却に関わる企業所得税政策の整備に関する一連の問題、政策の詳細解釈及び後続管理の要求について明確にした。

現在の経済状況を参考しながら、固定資産の加速減価償却は主に以下の分野にて重点的に実施される。

- ▶ 加速減価償却政策を享受できる特定の6業種は、「十二次5ヵ年国家戦略性新興産業発展計画」の中に含まれている。国家戦略的な新興産業がもたらす価値の増加は国内総生産(GDP)に重要な貢献をもたらすことが見込まれるとともに、このような優遇政策は産業構造の改善、省エネ、公害の減少、雇用増加などを促進させる効果がある。
- ▶ 固定資産の加速減価償却の政策を整備する目的は、企業への資金面での圧力を効果的に緩和させ、技術改善と研究開発への投資を促進することである。研究開発活動に適用される固定資産の加速減価償却政策は科学と技術革新を促進させることを目指したものである。
- ▶ 小規模薄利企業へ適用される固定資産の加速減価償却の政策によって、当該企業の負担は軽減される(例えば、創業コスト)、技術革新が加速される。

関連する企業は、75号通達と64号公告を注意深く研究した上で、固定資産の加速減価償却の新政策を適用するかどうかを判断すべきである。適用する場合、自社の状況を考慮しながら、様々な選択肢の中から何が適切なタイミングで最大の税務メリットを享受できるかを評価すべきである。条件を満たす企業は、関係規定に基づき固定資産の減価償却費用を計算し、税前控除(追加控除を含む)及び四半期と年度の企業所得税申告を行うべきである。何か不明な点がある場合、税務の専門家に問い合わせることをお勧めする。

¹ 75号通達と64号公告により、以下の6業種における企業は2014年1月1日以降に新規購入した固定資産(自己建設を含む)について、減価償却期間の短縮、或いは加速減価償却の方法が採用できる。

- ▶ 生物医薬品製造業
- ▶ 専用設備製造業
- ▶ 鉄道・船舶・航空宇宙とその他の運輸設備製造業
- ▶ コンピュータ・通信及びその他の電子設備製造業
- ▶ 計測・機器製造業
- ▶ 情報コミュニケーション、ソフト及び通信技術サービス業など

²「企業所得税法」の第6条により、収入総額とは貨幣及び非貨幣の形で各種の収入源から得られた収入総額のことを指し、以下の内容を含む。

- ▶ ・ 貨物販売による収入
- ▶ ・ 役務提供による収入
- ▶ ・ 資産譲渡による収入
- ▶ ・ 配当金、ボーナス、株式投資収益
- ▶ ・ 利息による収入
- ▶ ・ 賃貸による収入
- ▶ ・ ロイヤルティによる収入
- ▶ ・ 寄付による収入
- ▶ ・ その他の収入

2. その他の通達

- ▶ 「中華人民共和国企業所得税の年度納付申告表(A類、2014年版)」の公布に関する通達(国家税務総局公告[2014]63号)

商務法規

- ▶ 政府承認による投資プロジェクトに関する通達(国発[2014]53号)
- ▶ 国内の投資機構の人民元による国外証券投資に関する通達(銀発[2014]331号)

税関法規

- ▶ 「中華人民共和国税関の企業信用管理の暫定弁法」の実施に関する通達(税関総署公告[2014]81号)
- ▶ 「税関による企業認定基準」に関する通達を公布する公告(税関総署公告[2014]82号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

松浦 康雄 監査
matsuura.yasuo@cn.ey.com +86-10-5815-2389

平澤 尚子 税務・移転価格
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

阿部 信臣 監査
abe.nobuomi@cn.ey.com +86-10-5913-5111

大連

佐々木 大 監査
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

齊藤 和昇 アドバイザリー
Kaz.Saito@cn.ey.com +86-159-0045-0200

田中 勝也 監査
katsuya.tanaka@cn.ey.com +86-21-2228-5173

長谷川 敬 金融
takashi.hasegawa@cn.ey.com +86-21-2228-5275

篠崎 洋樹 税務
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029

久保田 順一 TAS
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

星野 龍太 アドバイザリー
Ryo.Hoshino@cn.ey.com +86-156-1815-6476

星野 友子 監査
tomoko.hoshino@cn.ey.com +86-21-2228-5958

尾花 宏 監査
hiroshi-h.obana@cn.ey.com +86-21-2228-5956

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

富永 和晃 税務
kazuaki.tominaga@cn.ey.com +86-20-2838-1456

内野 健志 監査
takeshi.uchino@cn.ey.com +86-20-2881-2720

深圳

玉木 祐一郎 監査
Yuichiro.Tamaki@cn.ey.com +86-755-2238-5873

岡本 紳太郎 監査
shintaro.okamoto@cn.ey.com +86-755-2502-5459

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

野口 正邦 監査
masakuni.noguchi@hk.ey.com +852-2629-3592

榊原 史典 監査
fuminori.sakakibara@hk.ey.com +852-2629-3954

水永 真太郎 金融
shintaro.mizunaga@hk.ey.com +852-2849-9395

東京

EY税理士法人 中国デスク

笠原 健司 税務・移転価格

kenji.kasahara@jp.ey.com +81-6-6315-1290

崔 虹 税務

hong.cui@jp.ey.com +81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 JBS部

関口 俊克 中国ビジネス一般

Sekiguchi-tshkts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131

立花 毅 中国ビジネス一般

tachibana-tksh@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 新興国コンサルティング室 中国デスク

工藤 敏彦 中国ビジネス一般

kudo-tshhk@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1844

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

アーンスト・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるEYの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識、ビジネス及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2014 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03001478

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china